⚠ 安全上のご注意

※下記の注意事項に十分配慮していただいた上で、正しく器具をお選びください

●使用環境・使用条件

1.器具の取り付け、ご使用は施工、取扱説明書に従ってください。
➡誤った取り付け、使用をすると火災・感電・落下などの原因になります。

2.表示された電源電圧（定格電圧±6%）以外の電圧で使用しないでください。
➡火災・感電の原因になります。

3.説明書などで特に表示のあるものを除き、周囲温度5℃～35℃、湿度45%～85%の環境以外では使用しないでください。
➡この範囲を超えると器具の火災・落下・変色・変形・点灯不良の原因になります。

4.振動・衝撃・粉じん・腐食性ガス・可燃性ガスの影響を受ける場所では使用できません。
➡火災・感電・落下などの原因になります。

5.特殊な用途（乗り物用・医療用・写真撮影用・信号灯用など）には使用できません。
➡誤って使用しますと、火災・感電・ノイズによる事故・落下などの原因になります。
目的にあった専用製品からお選びください。

6.器具には通常の屋内使用器具、屋外使用器具、水や湿気の多い場所で使用できる器具などがあります。使用場所に適した器具をお選びください。
➡選定を誤りますと、火災・感電・落下などの原因になります。

7.器具には取り付け場所、取り付け方向に指定のあるものがあります。
➡指定以外の取り付け場所・方向で使用すると、火災・感電・落下などの原因になります。

8.断熱施工をされる場合は、各施工方法に適した断熱施工対応器具をご使用ください。
➡選定を誤りますと、火災の原因になります。

9.蛍光灯器具には、電源周波数50HZ用と60HZ用の区分のあるものがあります。電源周波数に合った器具をお選びください。
➡選定を誤りますと、火災・点灯不良などの原因になります。

●使用方法

1.器具と被照射面の距離に制限のあるものがあります。器具表示・取扱説明書に従って距離を離してご使用ください。
➡照射距離が制限より近すぎると、被照射物の焼損による火災・変形・変色の原因になります。

2.器具本体、取扱説明書などで指定のランプ以外は使用しないでください。
➡間違ったランプを使用しますと、火災・点灯不良の原因になります。

3.器具やランプを布や紙などで覆って使用しないでください。
➡火災・変形・変色の原因になります。

4.器具のすきまや放熱穴などに金属類を差し込まないでください。
➡感電・故障の原因になります。

●設置・施工

1.器具の取り付け工事には、専用電気工事が必要なものがあります。
必ず工事店、電気店（有資格者）に依頼してください。
➡一般の方の電気工事は法律で禁止されています。火災・感電などの原因になります。

2.器具を取り付ける場所が、器具重量に耐えるかどうか確認してください。
➡強度が不足していますと、火災・感電・落下の原因になります。

3.埋込ボックスに照明器具を取り付ける場合は、金属製のものをご使用ください。
➡樹脂性ボックスの場合、照明器具からの熱伝導により、樹脂劣化が促進され火災感電・落下の原因になります。

4.火気の近くには設置しないでください。
➡近づきすぎると火災・落下・点灯不良などの原因になります。

5.冷暖房機器の吹出し口付近には設置しないでください。
➡振動や温湿度の急激な変化により、落下・点灯不良の原因になります。

6.器具の取り付け面に凹凸がある場合、防水性を確保するため適切な処理をしてください。
➡防水性に不備があると、水気・湿気の浸入により、感電・点灯不良の原因になります。

7.ポリエチレン系樹脂を使用したEM（エコマテリアル）ケーブルを使用する場合で蛍光ランプの光が直接ケーブルに当たる可能性がある場合は、端末部付近の絶縁体露出部をテープなどで覆い保護してください。
➡未保護の場合、紫外線による劣化、ひび割れにより、火災・感電の原因になります。

8.器具を改造したり部品を追加・変更して使用しないでください。
➡火災・感電・落下の原因になります。

●保守・点検

1.照明器具の取り替え時期の目安は、通常の使用状態においては8～10年です。
明るく安全にご使用いただくため、6ヶ月に1回程度の清掃と3～5年に1回程度の有資格者の器具点検を行ってください。

2.器具のお手入れやランプ交換の時は必ず電源を切ってから行ってください。
➡感電の原因になります。

3.点灯中および消灯直後は、ランプおよび器具が高温になっていますので手を触れないでください。
➡やけどの原因になります。

4.カバー、グローブの取り付けは、本体表示および取扱説明書に従って確実に行ってください。
➡不完全な場合、感電・落下・点灯不良の原因になります。

保証とアフターサービスについて

保証について

保証の内容は下記のとおりとさせていただきます。

保　証　期　間

このカタログに記載の照明器具の保証期間は、製品お買上げ日より1年間です。
但し、蛍光灯器具・HID器具の安定器は3年間です。
安定器は磁気回路式安定器（通称:銅鉄安定器）と電子式安定器（通称:インバータバラスト）を対象とします。
ランプ・グロー点灯管・電池などの消耗品は対象外とさせていただきます。

※保証の例外
24時間連続使用など、1日20時間以上の長時間使用の場合は、上記の半分の期間とします。

保　証　内　容

取扱説明書、本体貼付ラベル等の注意書に従った使用状態で保証期間内に故障した場合には、無料修理をさせていただきます。

保証の免責事項

保証期間内でも次の場合には原則として有料にさせていただきます。
(1)使用上の誤り及び不当な修理や改造による故障及び損傷
(2)お買上げ後の取り付け場所の移設、輸送、落下などによる故障及び損傷
(3)火災、地震、水害、落雷、その他天災地変、異常電圧、指定外の使用電源（電圧、周波数）などによる故障及び損傷
(4)車両、船舶等に搭載された場合に生ずる故障及び損傷
(5)施工上の不備に起因する故障や不具合
(6)法令、取扱説明書で要求される保守点検を行わないことによる故障及び損傷
(7)日本国内以外での使用による故障及び損傷

アフターサービスについて

保　証　書

一部の製品には保証書を同梱していきますが、同梱されていない製品で保証書が必要な場合は、弊社営業所までお問い合わせください。

修理を依頼されるとき

1:保証期間中は
万一故障がおきた場合は、保証書を添えて、お買上げ販売店までお申し出ください。
保証書がない場合は、お買上げ日を特定できるものを添えてお買上げの販売店までお申し出ください。

2:保証期間を過ぎているときは
お買上げの販売店にご相談ください。修理によって機能が維持できる場合は、ご希望により有料修理させていただきます。

3:販売店にご依頼にならない場合は
お近くの弊社サービスセンターにご連絡ください。

補修用性能部品（電気部品）の最低保有期間

弊社は照明器具の補修用性能部品を製造打ち切り後最低6年間保有しています。
性能部品とは、電気部品など製品の機能を維持するために必要な部品で、セードなどの意匠部品は含みません。
（補修用性能部品には、同等機能を有する代替品を含みます。）

アフターサービスについてご不明な点は

修理に関する相談並びにご不明な点は、お買上げの販売店または弊社サービスセンターにお問い合わせください。